

令和7年度一般会計歳入歳出予算概要

1 基本方針

令和7年度の予算編成にあたっては、拡大する社会ニーズに対応した新たな施策に積極的にチャレンジするなど、赤十字事業の拡大の契機となることを目的とした「日本赤十字社長期ビジョン第二次中期事業計画」の基本方針に基づき、当支部の実情に鑑みた適切な予算を計上することとする。

2 歳入

昨今の物価高騰、不安定な国際情勢等による厳しい経済状況や人口構造の変化など、当支部を取り巻く環境はより一層厳しい傾向にあるが、令和7年度においては、過去の実績を十分に勘案し、次のとおり歳入予算を計上する。

歳入予算	369,817千円
社資収入	308,000千円
補助金及び交付金収入	5,066千円
繰入金収入	2,000千円
雑収入	5,886千円
前年度繰越金	48,865千円

3 歳出

令和7年度においては、「日本赤十字社長期ビジョン第二次中期計画」に基づき、「国難級の大規模災害に対する、事前・発災・復旧復興の各フェーズにおける、日赤の総合力を発揮した人道支援活動の実施」、「変化する社会課題（新興感染症、気候変動）への対応」及び「サステナブルな事業運営に向けた経営基盤の安定化」をテーマとし、赤十字の使命と県民のニーズを踏まえ、赤十字が担うべき事業をより効果的・効率的に展開していくため、次のとおり歳出予算を計上する。

歳出予算	369,817千円
災害救護事業費	40,928千円
社会活動費	51,403千円
国際活動費	2,030千円
指定事業地方振興費	16,000千円
地区区分交付金支出	45,600千円
社業振興費	53,540千円
総務管理費	76,859千円
その他	83,457千円

なお、令和7年度の主な事業計画の概要は次の各号に掲げるとおりである。

(1) 災害救護体制の充実強化（災害救護事業費、指定事業地方振興費）

ア 災害救護体制の構築

第2ブロック（関東山新）支部総合訓練、先遣要員訓練を開催するほか、近隣支部等が主催する訓練に参加することにより、今後想定される大規模災害や昨今多発する気象災害時の対応ができる災害救護体制を構築する。

イ 関係団体との連携推進

行政等が主催する訓練に救護班を派遣し、県、市町村、広域消防、自衛隊や災害時に被災者支援を行う他団体との連携を推進する。

ウ 救護員の質向上

救護班要員、こころのケア、日赤災害医療コーディネート、先遣要員、災害対策本部運営、DMA T等各種研修の開催、参加を通じて救護員の更なる質の向上を図る。

エ 防災ボランティアの質向上

防災ボランティアリーダー養成研修、防災ボランティアのフォローアップ研修、特殊奉仕団との合同研修、情報伝達訓練等を実施することで、救護に係る知識、救護資機材の取扱技術の向上を図り、ボランティア活動による「被災者支援」の強化を図る。

オ 防災セミナーの推進

地域住民自らが災害に対応できる状況を目指し、地域住民や地区分区、行政職員などを対象とした防災セミナーの普及を図る。

カ 災害救護資機材等の整備

地区分区へ災害救援車、救護資材倉庫、AEDの配備を行い、災害対応の強化に努める。

また、当支部及び管内施設に災害救護資機材等を整備し、災害救護物資としてバスタオル・タオルケットセットを整備する。（個人住民税控除適用寄附金を財源として活用する。）

キ 災害発生への対応

災害発生時、DMA T、救護班等を派遣し、迅速かつ効果的な救護活動を実施する。（災害発生時、災害等資金を取り崩して活用する。）

ク 救護看護師の確保

看護師確保のため、日本赤十字看護大学等の看護学生に対する支援を実施する。

(2) 講習普及体制の強化（社会活動費）

救急法、水上安全法、健康生活支援、幼児安全法講習を開催し、地域住民を対象に広く普及を図る。

また、地区分区や行政等とも連携し、地域に講習指導員を派遣し、応急手当のみならず、健康管理など災害時に避難所で活用できる講習を実施し、地域づくりに資する講習の普及を図る。

さらに、研修等を実施することで、講習指導員のスキルアップを図り、普及体制を強化する。

(3) 赤十字ボランティアの活性化（社会活動費）

赤十字奉仕団支部委員会等を開催し、各奉仕団（地域奉仕団、特殊奉仕団、青年奉仕団）間の連携を強化し、活動の活性化を図る。

また、研修等を実施することで、赤十字への理解促進を図り、地域で実施する研修等に奉仕団指導講師を派遣するなどボランティアを主体とした活動を推進する。

さらに、当支部ホームページやSNS等により積極的にボランティア活動情報の発信を行う。

加えて、特殊奉仕団等に助成金を支給し、奉仕団による主体的な活動を支援する。

(4) 青少年赤十字の推進（社会活動費）

リーダーシップトレーニングセンター、指導者講習会及び校長等対象研修会等を実施し、メンバーの資質の向上と指導者の養成・確保を図り、青少年赤十字活動を推進する。

また、加盟校に対して、各種講習、防災教育プログラムなどの学習機会や青少年赤十字関係教材等の提供を行うとともに、メンバー及び指導者を対象に国際交流事業を実施することで、国際活動等への理解を促進する。

(5) 献血の推進（社会活動費）

関係団体との連携を強化し、一層の献血思想の普及に努め、献血者の拡大を図るとともに、群馬県及び血液センターと共催し、群馬県献血功労者等表彰式を開催する。

(6) 国際活動の推進（国際活動費）

日本赤十字社が行う長期的人道支援ニーズへの取り組み（支部参加国際協力事業プログラム）において、北関東四県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）支部合同で「バングラデシュ保健医療支援事業」、「バヌアツ青少年赤十字海外支援事業」に、また、当支部単独で「ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業」に参加し、対象国における地域社会や住人が自らの力で危機に備え、対応し、立ち上がる能力（レジリエンス）を高めるための支援を行う。

(7) 地区分区の活動推進（地区分区交付金支出）

地区分区交付金を交付し、地区分区における赤十字会員募集や赤十字活動を推進する。

(8) 赤十字会員増強と社資募集の推進（社業振興費）

事業を継続していくための安定的な財源を確保するためには、日本赤十字社の組織基盤である個人・法人会員、支援者等の増強が必要である。

そのため、活動資金募集用資料、資材を整備するほか、地区分区の理解を得

ながら、ダイレクトメールの実施や赤十字会員の利便性に配慮した口座振替・クレジットカード決済、全国統一会員情報システムの導入、社資募集環境の整備に努め、会員や支援者等に対し、赤十字思想の浸透を図る。

また、地区分区担当者研修会の開催や地区分区への積極的な訪問により地域における課題の共有や、地区分区との連携強化を図る。

さらに、遺贈・相続セミナーを開催し、遺贈・相続財産による寄付の推進を図るとともに、企業の社会貢献活動と連動した協働活動を推進する。

(9) 広報活動の充実（社業振興費）

広報誌、テレビ・新聞広告及び地域情報誌等各種媒体を通じて、社資の用途や赤十字活動の内容等について具体的な情報提供を実施するとともに、SNSの活用を強化し、県民の赤十字活動への積極的な参加を推進する。

また、赤十字運動月間（5月）、防災・減災キャンペーン（9月・3月）、地区分区等で開催されるイベントを通じて、赤十字会員の増強や赤十字思想の普及を図る。

(10) 監査委員、監査法人等による監査の実施（総務管理費）

本社に監事事務室、支部に監査委員事務室を設け、法人全体として監査法人による外部監査を受けるほか、内部監査、監事・監査委員監査の三様監査体制で、ガバナンスの強化を図る。